

インフルエンザ出席停止期間早見表

※ インフルエンザにかかってしまった場合、他の児童への感染と、蔓延を防ぐため、「出席停止」となります。その期間は、学校保健安全法施行規則において『発症した後5日を経過し、且つ解熱後2日経っていること』となっています。

例	発症した日 (0日目) 月 日	発症後 (1日目) 月 日	発症後 (2日目) 月 日	発症後 (3日目) 月 日	発症後 (4日目) 月 日	発症後 (5日目) 月 日	発症後5日を経過した後		
							(6日目) 月 日	(7日目) 月 日	(8日目) 月 日
例①	発熱 ☹️	解熱 (平熱)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	☺️		
出席停止							☹️	登校可能	
例②	発熱 ☹️	発熱	解熱 (平熱)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	☺️		
出席停止							☹️	登校可能	
例③	発熱 ☹️	発熱	発熱	解熱 (平熱)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	☺️		
出席停止							☹️	登校可能	
例④	発熱 ☹️	発熱	発熱	発熱	解熱 (平熱)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	☺️	
出席停止							☹️	登校可能	
例⑤	発熱 ☹️	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 (平熱)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	☺️
出席停止							☹️	登校可能	

☹️: 日によって出席停止日が準じ延期されます。

※ 「発症した日」とは、病院で診てもらった日ではなく、インフルエンザの症状（38度程度の発熱）が始まった日の事です。病院受診時に、主治医に発症日を相談、確認することをお勧めします。

お子さんの体力回復と、インフルエンザの感染拡大・蔓延を防ぐため、出席停止期間を守って自宅でしっかり療養しますようご協力よろしくお願いします。

お大事に・・・



予防の基本はやっぱり「手洗い」!

